

「就労的活動支援コーディネート事業業務委託」  
公募型プロポーザル募集要項

## 1 適用範囲

この要項は、「就労的活動支援コーディネート事業業務委託(以下「本委託」という。)」のプロポーザル方式による事業者選定実施にあたり、必要となる事項及び手続き等に適用する。

## 2 目的

介護保険法(平成9年法律第123号)(以下「法」という。)第115条の45第2項第5号に定める生活支援体制整備事業における「就労的活動支援コーディネーター」を配置し、その活動を通じて、役割がある形での高齢者の社会参加等の促進及び多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

## 3 就労的活動の方向性

本委託において、コーディネートを行う就労的活動は、次の(1)～(3)のすべてを満たした活動とする。

- (1) 役割がある形での高齢者の社会参加(有償又は無償のボランティア)であること
- (2) 活動が、高齢者の特性や希望に合った形で、切り出されたものであること
- (3) 活動が、地域の課題解決や地域の産業振興に資するものがあること。

## 4 就労的活動支援コーディネート事業概要

事業の目的を達成するため、委託事業者は以下の(1)～(5)の取組について実施すること。

### (1) 多様な地域資源の情報整理・共有

就労的活動の場となりうる様々な地域資源について情報を収集・整理し、市と共有する。

### (2) 就労的活動のマッチング及び創出

就労的活動は以下のア～ウに分類し、活動の場のマッチング及び創出を行うものとする。

#### ア 個人型就労的活動支援

高齢者個人の能力や希望、特性を踏まえ、民間企業で役割がある形で活動ができるよう、民間企業における就労的活動と高齢者(個人)のマッチングを行う。

#### イ 集合型就労的活動支援

甲、生活支援コーディネーター及び民間企業等と連携し、高齢者(複数名)を参加者とした就労的活動の場を創出するとともに、定期的開催できるよう運営支援を行う。

#### ウ その他の就労的活動支援

「ア 個人型就労的活動支援」「イ 集合型就労的活動支援」の民間企業における活動に限定せず、高齢者個人の能力や希望、特性を踏まえ、就労、ボランティア、住民主体の生活支援活動等、役割がある形での高齢者の社会参加を推進する。

### (3) 「はちおうじ人生100年サポート企業」協議体の開催支援

市、受託者、生活支援コーディネーター及び民間企業等の連携強化を図る場として、市と連携して、市が別途登録する「はちおうじ人生100年サポート企業」を主体とした協議体の開催を支援すること。

### (4) 関係機関とのネットワーク構築

就労的活動の場となりうる民間企業等への訪問や、生活支援体制整備事業の関係機関との会議出席、協議体の開催等、関係者とのネットワークを構築することにより、高齢者が担う活動の切り出しや創出について提案する。

#### (5) 民間企業等が提供する資源情報の発信

市、受託者、生活支援コーディネーター及び民間企業等が連携して実施する、高齢者の介護予防や社会参加に資する取組について、高齢者に分かりやすく紹介するためのチラシ等を作成し、市民向けに発信する。

### 5 予定契約期間

令和6年(2024年)7月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

### 6 仕様書

業務内容の詳細については、プロポーザルによる選定後に、選定された事業者の提案を基に、市との協議により仕様書を作成し、決定する。

### 7 予算額

8,000,000円(上限)

※厚生労働省告示第232号及び消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第14条の3第5号の規定に基づき、非課税事業となる。

### 8 選定スケジュール

4月24日	市ホームページで公表
4月24日～4月30日	質問受付期間
5月8日	応募受付終了
5月10日	一次選考実施
5月15日(予定)	一次選考可否通知送付
5月24日	二次選考課題提出締切
5月30日	二次選考実施
6月6日(予定)	二次選考可否通知送付(受託者決定)
7月1日	業務委託契約締結

### 9 公募条件

公募に関して、次の(1)～(4)に該当しないことを参加条件として附することとする。

(1) 市民税、法人税、消費税等を滞納している者

- (2) 会社更生法、民事再生法等により再生又は再生手続を開始している法人
- (3) 参加予定事業者又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (4) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領による指名停止を受けている者

## 10 提出書類及び様式

### (1) 提出書類

本委託の事業者選定に参加する者(以下、「参加事業者」という。)は次のア～カの書類を提出すること。

	書類名	様式	内容	部数	提出締切
ア	プロポーザル応募申込書	様式1	様式1のとおり。	1部	令和6年5月8日 17時00分
イ	法人概要調書	様式2	様式2のとおり。	10部	
ウ	業務実績調書	様式3	様式3のとおり。	10部	
エ	人員確保	様式4	様式4のとおり。	10部	
オ	法人税納税証明書及び消費税納税証明書	-	最新のものを提出すること。	各1部	
カ	課題に対する提案書	任意	次項(2)に示す課題に対し、提案書を作成すること。 二次選考では、提案書についてのプレゼンテーションを実施する。	10部	令和6年5月24日 17時00分

### (2) 課題

一次選考を通過した参加事業者は、以下のア及びイの課題について、「課題に対する提案書」を作成し、二次選考においてプレゼンテーションを実施する。

#### ア 個人型就労的活動支援及びその他の就労的活動支援について

事例マッチングシート(別紙)の内容を踏まえ、個人型就労的活動支援(上記4(2)ア)及びその他の就労的活動支援(上記4(2)ウ)に繋ぐ場合、それぞれどのような活動場所・活動内容が相応しいと考えるか、その理由を含めて提案してください。また、その提案を実現するために、就労的活動支援コーディネーターが実行すべきプロセスについて具体的に説明してください。

#### イ 集合型就労的活動支援について

今後、より多くの高齢者が就労的活動に参加するためには、どのような集合型就労的活動支援(上記4(2)イ)の場を創出すべきか、その理由を含めて提案してください。また、その提案を実現するために、就労的活動支援コーディネーターが実行すべきプロセスについて具体的に説明してください。

### (3)留意事項

参加事業者は、提出書類の作成に際し、以下のア～イに留意すること。

ア 様式2～4は、各様式に定められた記載すべき内容を網羅していれば、レイアウト変更を含めて任意の様式の作成を認める(図表等の記載も可)。ただし、サイズはA4版に限る。

イ 様式2～4は、複数枚に亘って記載・提出することを認めるが、分かりやすく簡潔な記載に留意すること。

## 11 申込方法

### (1)提出場所

八王子市福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当(八王子市役所本庁舎1階)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

### (2)提出方法

高齢者いきいき課へ直接持参又は郵送すること。

### (3)申込期間

令和6年4月24日(水)～令和6年5月8日(水)17時00分(時間厳守・必着。土日祝祭日を除く)。

### (4)募集に関する様式等の入手方法

様式のデータファイルをホームページに掲載する。

### (5)その他

二次選考において使用する「課題に対する提案書」については、令和6年5月24日(水)17時00分までに、高齢者いきいき課へ直接持参又は郵送すること(時間厳守・必着。土日祝祭日を除く)。

## 12 質問・回答

申込にあたって質問がある場合は、質問書(ホームページに質問書データを公開)に質問内容、参加事業者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailを記載し、高齢者いきいき課へ電子メールにて問い合わせること。

質問書の提出期限は、令和6年4月30日(火)正午までとする。質問書に対する回答は、令和6年5月2日(木)までに、市ホームページ上の本募集要項等掲載場所に示すものとする。また、質問者へは、当該質問に対して電子メールでも回答する。

## 13 選考方法

### (1)一次選考

八王子市福祉部高齢者いきいき課において参加事業者の提出書類を点検し、主に法人実績(生活支援体制整備事業への参画実績)や人員体制等、参加資格について、選考基準に基づき、書類選考を行う。就労的活動支援コーディネーター事業業務委託公募型プロポーザルに関する評価会(以下「評価会」という。)の意見等を参考に、二次選考の対象となる参加事業者を最大3者決定する。

### (2)二次選考

一次選考を通過した参加事業者は、二次選考においてプレゼンテーション等を実施する。プレゼンテ

ーション等の内容について、評価会の評価、意見聴取を踏まえ、採点点数の合計が最も高い点数の者を受託候補者に決定する。

ただし、最も高い点数の者が2者以上ある場合は、各評価員が最も高い点数をつけた数の多い者を受託候補者とする。それも同数の場合は、評価員の総合的な評価、意見を踏まえ、いずれかの者を受託候補者として決定する。

なお、参加事業者が1者のみであってもプレゼンテーション選考を実施する。選考の結果、提案された内容が事業実施に適していると判断された場合は、その1者を受託候補者とする。

## 14 プレゼンテーション実施内容

### (1)実施日

令和6年5月30日(木)午後(開始時刻等、詳細は一次選考可否通知の際に案内する)

### (2)実施場所

八王子市役所(会場の詳細は一次選考可否通知の際に案内する)

### (3)出席者

1参加事業者につき最大4名

### (4)実施内容

一次選考を通過した参加事業者は、「10 提出書類及び様式」で示す「課題に対する提案書」の内容について、プレゼンテーション(20分間)を実施する。プレゼンテーションの終了後、ヒアリング(10分程度)を実施する。

### (5)留意事項

プレゼンテーション実施に係る留意事項は、以下のア～カのとおり。

ア 参加事業者の説明順序については高齢者いきいき課でくじ引きを行い、その結果により決定する。

イ パワーポイント等の使用は任意とする。

ウ プロジェクター、スクリーン等は高齢者いきいき課が用意する。ノートパソコン等は参加事業者持参とする。なお、プロジェクターとノートパソコンの接続ケーブルは、高齢者いきいき課がHDMIケーブルを用意する。その他の接続ケーブルを利用する場合は、参加事業者が持参する。

エ プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、事前に高齢者いきいき課に連絡すること。

オ プレゼンテーション時の資料は、提案書等または提案書等を要約したもののみ使用を認める(新たな提案や未提出の補足資料の使用は不可)。なお、提案書等を要約した資料を配布する場合は、10部用意すること。

カ 機器の準備等のため最大5分を説明時間以外に付与する。

## 15 審査結果通知

### (1)一次選考

一次選考の結果については、令和6年5月15日(火)までに電子メールで通知する予定である。

### (2)二次選考

二次選考の結果については、令和6年6月6日(木)までに電子メールで通知する予定である。

## 16 選考基準

### (1)一次選考

	評価項目	評価内容
1	法人実績	生活支援体制整備事業への参画実績
2	人員体制	本事業を遂行するために十分な人員体制、人材の確保
3	参加資格	「9 公募条件」を満たすこと

### (2)二次選考

	評価項目
1	八王子市の高齢者施策への理解度
2	高齢者の社会参加に向けた課題の認識
3	就労的活動(提案内容)の具体性、実現性
4	高齢者の「望む暮らし」実現に向けた有効性
5	企業・福祉・行政を結ぶネットワーク構築力

## 17 参加者の失格事項

参加事業者が次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった、または適格性を欠くような書類であった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合(経営状態が著しく不健全である場合を含む)
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

## 18 その他の留意事項

- (1) 提案及び審査を受けるために要した費用は、全て参加者が負担する。
- (2) 提案書等は、日本語を用いること。
- (3) 書類提出後の提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された提案書等については返却しない。
- (5) 提案書等の著作権は参加者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「八王子市情報公開条例」に基づき、公開することがある。
- (6) 審査の結果、選定されなかった参加者は、結果通知日から1週間以内に、市に対して非選定理由等についての説明を求めることができるが、他の参加者に関する事、審査委員会委員の個別の意見等、公正な選定業務を阻害する恐れのある事項については、すべて非公開とする。

## 19 問合せ先

八王子市福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当(八王子市役所本庁舎1階)

担当 吉井・辻(美)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

電話 042-620-7243(直通)

E-mail [b440300@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b440300@city.hachioji.tokyo.jp)

※ E-mail で問い合わせる際は、件名の冒頭に【就労的活動支援事業者選定】と記載すること